

…… 投資信託 収益分配金に関する留意事項について ……

1 分配金額は、各投資信託の収益分配方針に基づいて運用会社が決定します。
運用会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

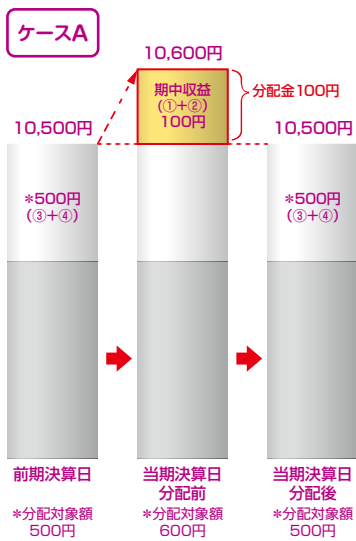
2 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



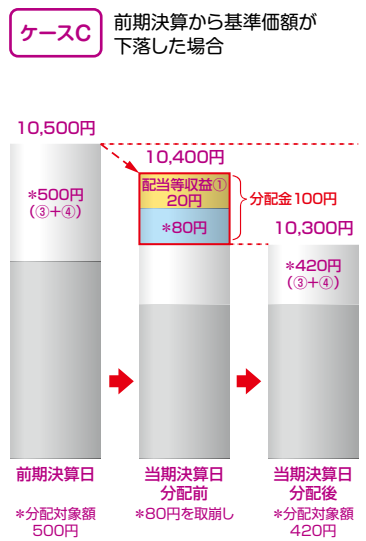
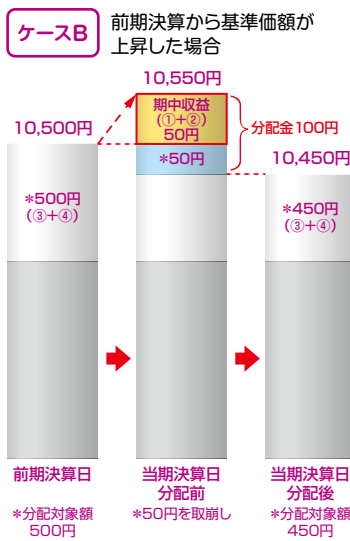
3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ① 配当等収益(経費控除後)
- ② 有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- ③ 分配準備積立金
- ④ 収益調整金

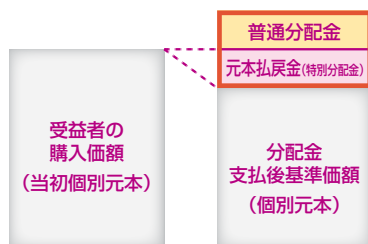
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

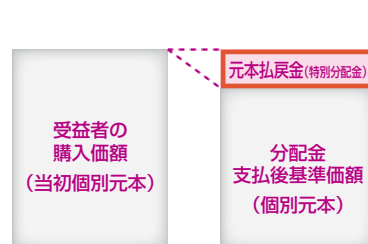
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

4 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。

実質的に元本の一部払戻しとみなされ、分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



基準価額

基準価額は、投資信託の一口あたりの値段のことで、投資家が投資信託を購入・換金する際は、基準価額で取引が行われます。(1口1円で運用が開始された投資信託は、1万口あたりの基準価額を公表しています) 投資信託の資産のうち、投資家に帰属する額を「純資産総額」といいます。この純資産総額を投資信託の総口数で割ると、一口あたりの価額、すなわち「基準価額」が算出されます。

$$\frac{\text{純資産総額}}{\text{総口数}} = \text{基準価額(一口あたりの価額)}$$

分配準備積立金

期中(決算から次の決算の間)の配当等収益や有価証券売買益などのうち、当期の分配金に充当しなかった部分は、分配準備積立金として積み立てます。分配準備積立金は、次の決算期以降の分配金に充当することができます。

収益調整金(追加信託差損益金)

追加設定(新たな購入資金の流入)に伴い、既存受益者の分配対象額が薄まらないようにするための調整勘定です。

- 例えば、分配準備積立金が500円あるファンドが1万口あるとします。
- このファンドに、新たに1万口追加設定があった場合、分配準備積立金の総額500円は、1万口あたりに換算すると、2分の1の250円に薄まってしまいます。
- ここで、追加設定部分に対して収益調整金(追加信託差損益金)が新たに500円計上されることで、ファンド全体の分配対象額は1,000円、1万口当たりでは500円となり、1万口当たりの分配対象額は追加設定による影響を受けないことになります。



上記はあくまで簡易的なシミュレーションですので、ご注意ください。

個別元本

個々の受益者が保有する個別ファンドごとの購入時の基準価額のこと。

同じファンドを複数回購入した場合は、受益権口数で加重平均された価額が個別元本となります。分配金に対する税金の計算は、各受益者の個別元本に基づいて行われます。

【投資信託に関するご留意点】

●投資信託は預金ではありません。預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象にはなりません。●お客さまには、申込時に購入時手数料(基準価額の最大3.24%(税込))、保有期間中に運用管理費用(信託報酬)(純資産総額の最大年2.376%(税込))、換金時に信託財産留保額(基準価額の最大0.5%)をご負担いただきます。その他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買手数料などが信託財産から控除されます。●投資信託は値動きのある有価証券等で運用しますので、運用実績は有価証券等の値動きにより変動します。このため、ご購入の価額を下回ることがあります。●投資信託のお申込みにあたっては、最新の「目論見書」および「目論見書補完書面」の内容をお読みいただいたうえ、ご自身でご判断ください。(2015年1月31日現在)

商号等:株式会社イオン銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 加入協会:日本証券業協会

お問合せ

イオン銀行コールセンター 投資信託専用フリーダイヤル
0120-1089-43 受付時間/9:00~21:00
イオン銀行ホームページ 年中無休
<http://www.aeonbank.co.jp/>